

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 <u>三・九一四世代携帯電話アクセスサービス</u> 前号に掲げる電気通信役務であつて、<u>三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）</u>を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十三〇十九 (略)</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、<u>様式第四</u>、<u>様式第五第二表</u>、<u>様式第六及び様式第十五の二の二</u>によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（<u>様式第一第二表</u>、<u>様式第二</u>、<u>様式第四</u>、<u>様式第五第二表</u>、<u>様式第六及び様式第十五の二の二</u>によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 <u>三・九世代携帯電話アクセスサービス</u> 前号に掲げる電気通信役務であつて、<u>三・九世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）</u>を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十三〇十九 (略)</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（<u>様式第一第二表</u>、<u>様式第二</u>、<u>様式第四</u> <u>及び</u> <u>様式第五第二表</u>によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（<u>様式第一第二表</u>、<u>様式第二</u>、<u>様式第四</u> <u>及び</u> <u>様式第五第二表</u>によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければ</p>

(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければなら
ない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
(略)		
F T T Hア ク セスサービス	光信号伝送用の端末系伝送路 設備を設置してF T T Hア ク セスサービスを提供する電気 通信事業者（以下この項にお いて「設備を設置して提供す る事業者」という。）及び他 の電気通信事業者が設置した 光信号伝送用の端末系伝送路 設備と自らの電気通信設備を 接続してF T T Hア ク セスサービスを提供する電気通信事 業者（以下この項において 「接続により提供する事業者 」という。）（共同住宅等内 にV D S L設備その他の電気 通信設備を用いるF T T Hア ク セスサービスにあつては、 当該電気通信設備を設置して F T T Hア ク セスサービスを 提供する電気通信事業者）	様式第八

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
(略)		
F T T Hア ク セスサービス	光信号伝送用の端末系伝送路 設備を設置してF T T Hア ク セスサービスを提供する電気 通信事業者及び他の電気通信 事業者が設置した光信号伝送 用の端末系伝送路設備と自ら の電気通信設備を接続してF T T Hア ク セスサービスを提 供する電気通信事業者（共同 住宅等内にV D S L設備その 他の電気通信設備を用いるF T T Hア ク セスサービスにあ つては、当該電気通信設備を 設置してF T T Hア ク セスサ ー ビスを提供する電気通信事 業者）	様式第八

次のいずれかに該当する電気
通信事業者であつて、当該電
気通信事業者が提供する四半
期末におけるF T T Hアクセ
スサービスの契約数が三万以
上であるもの

一 設備を設置して提供する
事業者又は接続により提供
する事業者から電気通信事
業者の電気通信事業の用に
供するF T T Hアクセスサ
ービス（以下この項におい
て「F T T Hアクセスサ
ービスに係る卸電気通信役務
」という。）の提供を受け
る電気通信事業者

二 前号の電気通信事業者か
らF T T Hアクセスサービ
スに係る卸電気通信役務の
提供を受ける電気通信事業
者

次のいずれかに該当する電気
通信事業者であつて、当該電
気通信事業者が提供する四半
期末におけるF T T Hアクセ

様式第八の二

様式第八の三

(略)	(略)	(略)
三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	基地局を設置して三・九一四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
(略)	(略)	(略)
	<p>サービスの契約数が三万未満であるもの（FTTHアクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供している電気通信事業者に限る。）</p> <p>一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者からFTTHアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p> <p>二 前号の電気通信事業者からFTTHアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p>	

(略)	(略)	(略)
三・九世代携帯電話アクセスサービス	基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
(略)	(略)	(略)

仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを 提供する電気通信事業者であ つて、四半期末における仮想 移動電気通信サービスの契約 数が三万以上であるもの	様式第十五の 二
	仮想移動電気通信サービスを 提供する電気通信事業者であ つて、携帯電話、PHS又は BWAアクセスサービスに係 る基地局を設置している電気 通信事業者の電気通信回線設 備と接続し、又は当該電気通 信事業者から卸電気通信役務 の提供を受けて自ら提供する 仮想移動電気通信サービスを 卸電気通信役務として他の電 気通信事業者に提供するもの (年度末における仮想移動電 気通信サービスの契約数が三 万未満であるものに限る。)	様式第十五の 二の二

仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを 提供する電気通信事業者(携 帯電話、PHS又はBWAア クセスサービスに係る基地局 を設置していない電気通信事 業者であつて、毎四半期末に おける仮想移動電気通信サー ビス(当該基地局を設置して いる電気通信事業者の電気通 信回線設備と接続し、又は当 該電気通信事業者から卸電気 通信役務の提供を受けること により提供されるものに限 る。)の契約数が三万未満で あるものを除く。)	様式第十五の 二

2 3 4 (略)

(一 契約当たりの通信量等報告)

第二条の二 基地局を設置して 三・九一四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 3 4 (略)

(一 契約当たりの通信量等報告)

第二条の二 基地局を設置して 三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九世代携帯電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第3（第2条第1項関係）
第1表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 _____

事業者名 _____

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。
2～10 （略）

様式第3（第2条第1項関係）
第1表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 _____

事業者名 _____

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 携帯電話、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びPHSごとに別葉とすること。
2～10 （略）

第2表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類

事業者

名

報告事項		契約数等
契約数		()
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数		()
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	
	契約数が3万未満であるMVNO	
参考事項		

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下本表において「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九一四世代移動通信システム）を使用する携帯電話を含む。）及びPHSごとに別葉とすること。

2・3 (略)

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5～7 (略)

8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るものの合計数を記載すること。

9・10 (略)

第2表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類

事業者

名

報告事項		契約数等
契約数		()
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数		()
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	
	契約数が3万未満であるMVNO	
参考事項		

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下本表において「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九世代移動通信システム）を使用する携帯電話を含む。）及びPHSごとに別葉とすること。

2・3 (略)

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下本表において「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5～7 (略)

8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るものの合計数を記載すること。

9・10 (略)

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
回線数

年 3 月 31 日現在

サービスの種類 衛星移動通信サービス

事業者名

無線設備の規格の種別	回 線 数
合 計	

- 注1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
回線数

年 月 日現在

サービスの種類 衛星移動通信サービス

事業者名

無線設備の規格の種別	回 線 数
合 計	

- 注1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別態様別最大速度別契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

態 様	区 分						合 計	
	共同住宅等内にVDSL 設備その他の電気通信設 備を用いるもの以外のもの			共同住宅等内にVDSL 設備その他の電気通信設 備を用いるもの				
最大 速度			小計			小計	IRU	
都道府県								
合 計								
参考事項								

注1 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別業とすること。

- 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 3 地方公共団体からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末の契約数を報告する場合に限る。）。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 6 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別態様別最大速度別契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

態 様	区 分						合 計	
	共同住宅等内にVDSL 設備その他の電気通信設 備を用いるもの以外のもの			共同住宅等内にVDSL 設備その他の電気通信設 備を用いるもの				
最大 速度			小計			小計	IRU	
都道府県								
合 計								
参考事項								

- 注1 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 2 地方公共団体からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末 時点 の契約数を報告する場合に限る。）。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 5 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名

1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計

都道府県 態様	共同住宅等内にV D S L設備その他 の電気通信設備を 用いる以外のもの	共同住宅等内にV D S L設備その他 の電気通信設備を 用いるもの	合計
合計			
参考事項			

2 卸先事業者の数及び名称

事業者数	
事業者名	
参考事項	

3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数

事業者名	共同住宅等内にV D S L設備その他 の電気通信設備を 用いる以外のもの	共同住宅等内にV D S L設備その他 の電気通信設備を 用いるもの	合計
合計			
参考事項			

注1 他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載すること。

2 「1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計」については、「都道府県」の欄に日本工業規格都道府県コードの番号の順序に都道府県の名称を記載し、共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いる以外のもの、共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるものに該当する契約数をそれぞれ記載すること。

3 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 記載する事業者数の数に応じ、項を適宜増減すること。

5 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数」については、共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いる以外のもの、共

同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものに該当する契約数をそれぞれ記載し、契約数の合計数の多い順に記載すること。

6 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名

1 卸元事業者別の卸契約数等

卸元事業者名	卸契約数	最終利用者との契約数	
		共同住宅等内に V D S L設備そ の他の電気通信 設備を用いる以 外のもの	共同住宅等内に V D S L設備そ の他の電気通信 設備を用いるも の
合計			
参考事項			

2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数

再卸先事業者名	再卸契約数
合計	
参考事項	

注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。

再卸先事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

2 「1 卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載すること。また、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。なお、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をF T T Hアクセスサービスの態様（共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いる以外のもの又は共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

3 記載する事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 「2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数」については、報告対象事業者が他の電気通信事業者にF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載することとし、再卸契約数の多い順に再卸事業者名を記載すること。

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載する

こと。

6. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8の3（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
卸元事業者名、再卸先事業者名

年 月 日現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名

卸元事業者名	再卸先事業者名
参考事項	

- 注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。
再卸先事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 卸元事業者ごとに再卸先事業者の名称を記載すること。
- 3 記載する卸元事業者及び再卸先事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 11 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>携帯電話・PHSアクセスサービス</u>	
事業者	
名 _____	
契 約 数	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの

参 考 事 項	_____

- 注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 4 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 5 注 3 及び注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 11 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>携帯電話・PHSアクセスサービス</u>	
事業者	
名 _____	
契 約 数	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの

参 考 事 項	_____

- 注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
- 4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 5 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 注 3 から注 5 までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (再掲)

事業

者名

都道府県	契 約 数	
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
合 計		
参 考 事 項		

- 注 1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別棄とすること。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注 2 後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。
- 5 注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6～8 (略)

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス (再掲)

事業者

名

都道府県	契 約 数	
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
合 計		
参 考 事 項		

- 注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注 2 後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。
- 4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数 (自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。) の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 注 3 及び 注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6～8 (略)

様式第 15 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名 _____

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

種 別	提供元 事業者名	区 分					合 計
		再卸	S I Mカ ード 型	通信 モジ ユー ル	単純 再販	その 他	
携帯電話に係るもの							
P H S に係るもの							
BWAアクセスサービスに係るもの							
参 考 事 項							

2 MVNOの事業者名

事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	契約数が3万未満であるMVNO

- 注 1 「提供元_事業者名」の欄には、左欄に掲げる種別に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。
- 2 「区分」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの提供元_事業者名別契約数を区分ごとに記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 区分のうち、「再卸」の欄については、仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者（以下本表において「MVNO」という。）に対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、その契約数を記載すること。
- 4 区分のうち、「SIMカード型」の欄については、SIMカード単体又はSIMカードが製品に組み込まれた形態により仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。

様式第 15 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名 _____

種 別	事 業 者 名	契 約 数
携帯電話に係るもの		
P H S に係るもの		
BWAアクセスサービスに係るもの		
参 考 事 項		

- 注 1 「事業者名」の欄には、左欄に掲げる種別に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。
- 2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの事業者名別契約数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

- 5 区分のうち、「単純再販」の欄については、MNOと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。
- 6 区分のうち、「その他」の欄については、「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数を記載すること。
- 7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 記載する提供元事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 9 「2 MVNOの事業者名」については、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供しているMVNOの名称を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 15 の 2 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

事業者名

年 3 月 31 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

事 業 者 名

参 考 事 項

注 1 「事業者名」の欄には、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している他の電気通信事業者の名称を記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 2 (第 2 条の 2 第 1 項関係)

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者

名

一契約当たりの一月に利用された通信量 (G B)	件数
0～1 未満	
1～2 未満	
2～3 未満	
3～4 未満	
4～5 未満	
5～8 未満	
8～10 未満	
10～20 未満	
20～30 未満	
30 以上	
合計	
参考事項	

注 1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 2 (第 2 条の 2 第 1 項関係)

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者

名

一契約当たりの一月に利用された通信量 (G B)	件数
0～1 未満	
1～2 未満	
2～3 未満	
3～4 未満	
4～5 未満	
5～8 未満	
8～10 未満	
10～20 未満	
20～30 未満	
30 以上	
合計	
参考事項	

注 1 「件数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 3 (第 2 条の 2 第 2 項関係)

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者

名

プラン	契約数
従量制	
定額制	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
上限なし	
参考事項	

注 1 「プラン」の欄には、自らが設定する 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)の契約数 (仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。)について、プランの区分ごとに記載すること。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 3 (第 2 条の 2 第 2 項関係)

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

プラン	契約数
従量制	
定額制	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
上限なし	
参考事項	

注 1 「プラン」の欄には、自らが設定する 三・九世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)の契約数 (仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。)について、プランの区分ごとに記載すること。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24 (第 5 条関係)

外国政府等との協定等の報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで
事業者

名

国名	外国政府又は外国人若しくは外国人	締結・変更の別	協定等締結年月日	サービスの種類	対地	精算料金(国際計算料金を含む。)			保障通信時間	協定又は契約の有効期間	備考
						通貨	金額	課金単位			

- 注 1 国際電話等及び携帯電話における国際ローミング(その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。)に関する協定又は契約について記載すること。
- 2 「締結・変更の別」の欄には、締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。
- 3 「サービスの種類」の欄には、国際電話・ISDN、国際電話・ISDN(衛星)又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。
- 4 「対地」の欄には、第三国中継の場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書きで当該第三国の名称を記載すること。
- 5 「精算料金(国際計算料金を含む。)」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
- 6 「保障通信時間」の欄には、保障通信時間の設定がある場合にのみ記載すること。
- 7 「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確に定められていない場合にはその旨を注記すること。
- 8 その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には「備考」

様式第 24 (第 5 条関係)

外国政府等との協定等の報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで
事業

者名

国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	協定等締結日	精算料金等

- 注 1 国際電話等及び携帯電話における国際ローミング(その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。)に関する協定又は契約について記載すること。
- 2 「精算料金等」の欄には、サービスの種類、対地、精算料金(国際計算料金を含む。)、保障通信時間、協定又は契約の有効期間、その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件について記載すること。

<p><u>の欄に記載すること。</u></p> <p><u>9</u> 「<u>国名</u>」<u>、</u>「<u>外国政府又は外国人若しくは外国法人</u>」<u>及び</u>「<u>対地</u>」<u>の項は</u> 、必要に応じ、適宜増減すること。</p> <p><u>10</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p><u>3</u> 「<u>国名</u>」<u>及び</u>「<u>外国政府又は外国人若しくは外国法人</u>」<u>の欄は</u>、必要に 応じ、適宜増減すること。</p> <p><u>4</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
---	--

様式第 30 (第 10 条関係)

S I Mロック解除状況報告

年 月 日から
年 月 日まで
事業者

名 _____

発売した移動端末設備の種別数	S I Mロックが設定 されていないもの	
	S I Mロックの解除 に対応しているもの	
S I Mロックを解除した数		
参考事項		

- 注 1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。）に係る移動端末設備の 種別 の数を記載すること。
- 2 「S I Mロックが設定されていないもの」の項については、発売時からS I Mロックが設定されていないものを記載すること。
- 3 「S I Mロックの解除に対応しているもの」の項については、電気通信事業者が利用者の求めに応じS I Mロックを解除することとしているものを記載すること。
- 4 (略)
- 5 「参考事項」の項については、発売した移動端末設備のうち、「S I Mロックが設定されていないもの」及び「S I Mロックの解除に対応しているもの」の種別の名称をそれぞれ記載すること。
- 6 S I Mロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。
- 7 注 5 及び注 6 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 30 (第 10 条関係)

S I Mロック解除状況報告

年 月 日から
年 月 日まで
事業者

名 _____

発売した移動端末設備の種別数	S I Mロックが設定 されていないもの	
	S I Mロックの解除 に対応しているもの	
S I Mロックを解除した数		
参考事項		

- 注 1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。）に係る移動端末設備の 種類 の数を記載すること。
- 2 「S I Mロックが設定されていないもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、発売時からS I Mロックが設定されていないものを記載すること。
- 3 「S I Mロックの解除に対応しているもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、電気通信事業者が利用者の求めに応じS I Mロックを解除することとしているものを記載すること。
- 4 (略)
- 5 S I Mロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。
- 6 注 5 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に携帯電話（この省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）第一条第二項第十二号に規定する三・九世代移動通信システムを使用するものに限る。）に係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、携帯電話（新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九十四世代移動通信システムを使用するものに限る。）に係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現に携帯電話（旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のものに限る。）に係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、携帯電話（新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九十四世代移動通信システムを使用するもの以外のものに限る。）に係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九十四世代携帯電話アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。